



## 中国特許戦略のための基礎知識

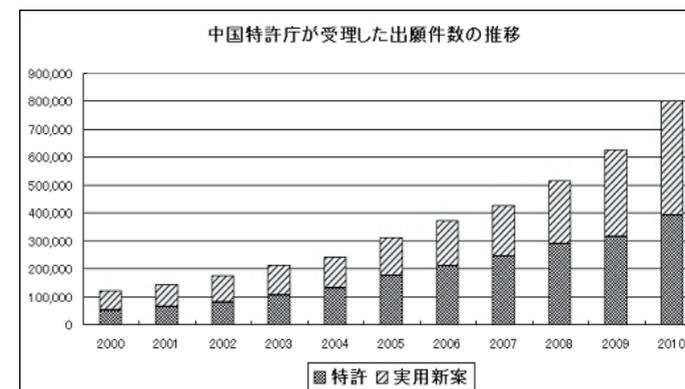
北京同立鈞成知識産権代理有限公司 中国弁理士  
**経 志強**

孫氏の兵法には、「知彼知己者、百戦不殆」という教えがあり、即ち、「彼を知り、己を知るものは百戦してあやうからず」という意味です。これは軍事だけではなく現代ビジネスの場面、特に中国の知財現場においても当てはめられることができると思います。2010年12月20日の日本経済新聞には、「中国での知財訴訟、潮目が変わる」という記事が紹介されましたが、この「変わる潮目」を読めることは、これからの中国でのビジネスの成功の鍵になるかもしれません。というのは、近年中国現地企業の特許や実用新案出願の急増に伴い、外国企業や現地の外資企業が訴えられる案件も増えており、中には、仏シュナイダー・エレクトリック事件のように、損害賠償金が数十億円にのぼるケースも珍しくありません。最近、中国市場での売り上げが企業全体の売り上げの何割にも占めるようになった日本企業もあるようですが、この売り上げに係わる製品が一旦侵害訴訟に巻き込まれると高額な損害賠償金が請求されることは十分ありえるでしょう。このような事態を避けるために、中国の知財制度やその運用状況を正確に把握することは中国に進出する日本企業にとって重要な課題となっています。中国は日本の隣国でありながら、日本人にとって知っているようで知らないことが意外と多いことは、私の日常の相談業務からよく実感しています。ここに「知彼」のための中国知財の現状を紹介し、少しでも皆様の参考になれば幸いです。

### 1. 急増する中国特許出願

以前ほぼ横ばいだった全世界の特許出願件数は、わずかこの十数年で年間の約100万件から約200万件へと倍増しました。中でも特に目立ったのは中国の出願件数の増加です。10年前約日本の特許出願件数の8分の1しかなかった中国の特許出願件数は、2010年になって39.1万件になり、日本を抜いて、米国に次

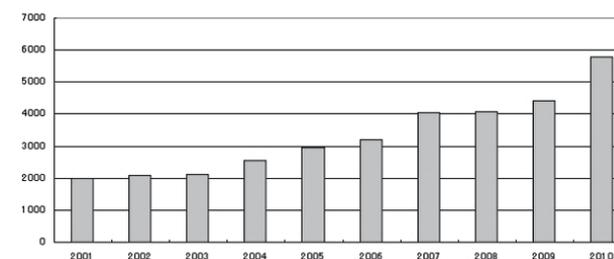
いで世界2位になりました。さらに、特許出願とほぼ同じ件数の実用新案(2010年に41万弱)が出願されています。



### 2. 急増する特許紛争事件

急増する特許紛争事件日本人の和解志向の考え方に対して、裁判を撰ぶ中国人が多いです。そのため、出願の急増に伴い、特許をめぐる紛争事件も年々増加しています。この約5年間で、特許、実用新案と意匠を含む専利権をめぐる紛争事件がほぼ倍増しました。このような紛争事件を備えるために下記の点を注意しておいたほうがよいでしょう。

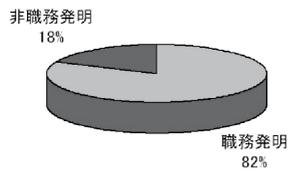
全国地方裁判所が受理した専利(特許、実用新案、意匠)民事訴訟の件数の推移



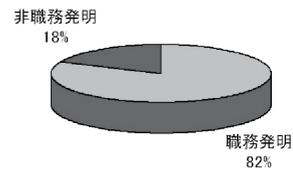
### 3. 個人出願に注意せよ

中国の特許、実用新案出願のもう一つ特徴は個人出願人が多い点です。中国特許庁の統計には、「職務発明」と「非職務発明」別の統計がありますが、基本的に「非職務発明」は個人発明のことを指しています。というのは、中国の専利法第6条によると、職務発明についての特許を受ける権利は最初から会社側に帰属すると明記しているからです。即ち、日本のように職務発明についての特許を受ける権利は従業員から会社に承継される手続きは不要です。したがって、最初に「職務発明」と判断された場合、出願人は会社などの組織になり、個人名で出願されているものは基本的に「非職務発明」として統計されていると考えればよいです。下記の2010年の統計を見ますと、特許出願の18%と実用新案出願の40%が個人出願であることが分かります。

特許の職務発明と非職務発明の比率



特許の職務発明と非職務発明の比率



個人出願にはレベルの高いものがないと個人出願を軽視して、検索の対象から外す人がいると思いますが、高価な実験設備を必要としない情報通信や画像処理、コンテンツの処理などの方法の発明については、一つのアイデアだけで特許になる可能性が十分あります。実例として、ある個人と中国大手電器メーカーハイアール社との間で携帯電話盗難防止システムに関する特許侵害をめぐる訴訟を挙げることができます。その概要は以下の通りです。中国の携帯電話のSIMカードにはSIMロックがされていないため、他人の携帯に自分のSIMカードを入れるだけですぐ使えるようになっています。そのため、携帯電話の盗難が時々生じます。そこで、ある個人は、携帯電話に他のSIMカードが入れられたとき、前のSIMカードの電話番号に新しく入れられたSIMカードの電話番号を自動的に送信する方法発明をし、特許化されました。その後、ハイアール社の携帯電話にこの特許発明に近い技術が採用されているため、侵害訴訟が提起されました。もしこの個人特許権者が訴訟に勝ったら、ハイアール社にとって高額の損害賠償金

を言い渡されるでしょう。

### 4. 実用新案に注意し、活用せよ

前に言及した、仏シュナイダー・エレクトリック事件のように、実用新案権侵害で数十億円の損害賠償金となったケースもあります。中国の実用新案制度は日本と比べ異なる点が多いです。まずは、中国では、実用新案権の権利行使には日本ほど制限はないです。例えば、技術評価書は警告や権利行使の必須要件ではなく、裁判官から提示の要求があったとき提出すればいいです。次は、実用新案登録の無効審決が確定した場合でも、実用新案権者に損害賠償責任がなく、無過失の立証責任もありません。この使いやすさのほかに、実体審査など中間処理がないため特許と比べコストが低いので国内出願人に大いに利用されています。外国の出願人にとっても比較的技術レベルの低いものや防衛目的のものであれば実用新案制度の利用も考えたほうが賢明でしょう。

日中実用新案制度の異なる点

項目	中国	日本
特許への変更出願	不可	可能
訂正制度	無 (特)	有
技術評価書制度		
請求期間	登録後	出願以降いつでも請求できる。実用新案権の消滅後でも請求できる。
請求人	権利者、利害関係者 (閲覧複写は何人も)	何人も
請求項の指定	不要	必要
【請求人の意見】欄	無	有
評価書の提示義務	権利行使時、裁判所が要求できる。 権利行使後無効審決が確定した場合も賠償責任無し	技術評価書提示→警告→権利行使→無効審決が確定した場合、賠償責任を負う(過失例外)

## 5. 世界の特許文献の3割が中国語でしか読めない時代への備え

前にも紹介したように、約 200 万件の全世界の特許出願の約 2 割が中国出願です。さらに、特許出願とほぼ同じ件数の実用新案が出願されています。このまま続くと、複数の国に出願され、公開された同内容の特許文献による重複を排除しても世界の特許文献の 3 割が中国語でしか読めない時代がやってくるでしょう。そのために、社内で中国の特許検索システムを有効に活用し中国語で特許調査できる体制を構築することが必要になってくるでしょう。

中国で特許や実用新案などを調査するために、幾つかの方法があります。伝統的な紙公報や CD-ROM などあれば、日本特許庁の電子図書館のようなものもあります。例えば、国家知識産権局のホームページにあるオンライン検索で調査できます (<http://www.sipo.gov.cn/zljs/>)。このサイトは無料であるため、アクセスが多くスピードがおそいです。また、特許公報を出版している国家知識産権局傘下の「知識産権出版社」は、検索、分析、翻訳などさまざまなサービスを有料で提供しています (<http://search.cnipr.com/>)。プリペイドシステムもあるので、一定の金額を預けて会員になれば使った分だけがプリペイドの金額から落とされるシステムなので日本でも簡単に操作できます。また、有料なので比較的使いやすいと思います。

もし語学の問題で検索が難しいと思えば、民間の事務所などもこのようなサービスを提供しています。



## 6. 中国政府の優遇政策を活用し中国出願を増やそう

中国出願急増の一因は中国政府の出願支援策のお陰です。日本と同様、出願補助金制度は基本的に個人や中小企業の出願の場合受けられるものですが、2008 年施行のハイテク企業認定制度によれば、外資系企業を含め、中国登録の企業法人がハイテク企業に認定されれば、25%の企業所得税が 15%まで軽減されることとなります。その評価基準の一つは中国登録の企業法人が持つ特許や実用新案の件数です。私は日本企業二社の現地法人のハイテク企業認定手続きの手伝いをさせてもらったことがあり、何れも減税の優遇を受けています。日本本社から特許を譲渡してもらってハイテク企業認定で減税された分を日本本社に特許譲渡の対価として還元すれば皆ハッピーになるでしょう。

最近、日本企業の海外出願戦略がかなり変わってきたようです。数年前まで多くの日本企業が外国出願を考える時に、出願の優先順位はまず米国、EU、その次予算があれば中国などにも出願してみる、という状況でしたが、近年その順位が変わっています。EU と中国の順番が入れ替わって、米国、中国、EU の順となりました。中国市場が世界の企業にとってますます重要になる中、中国出願を増やし知的財産権で企業のビジネスを守る必要性がますます高まるでしょう。しかし、中国に特許出願するには明細書等を中国語に翻訳する必要がありますので、予算の制限で出願件数を増やすにはなかなか容易ではありませんでした。上記のように、中国の実用新案制度や優遇税制などをうまく利用すれば、それほど予算を増やさなくても中国出願を増やすことができるかもしれません。

(本文に関するお問い合わせは、[jzhq@yahoo.co.jp](mailto:jzhq@yahoo.co.jp) までお願いします。)